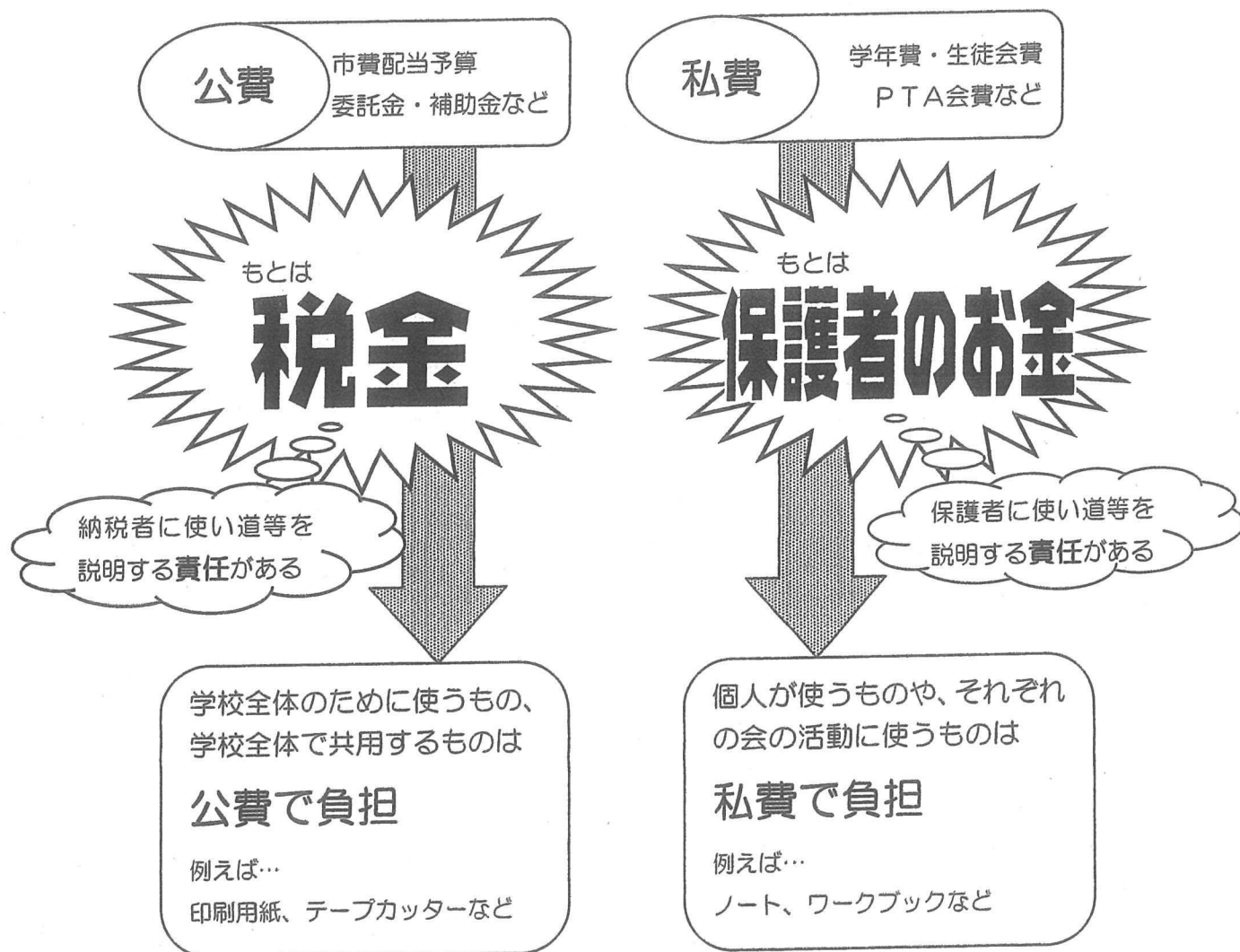


公費・私費の区分について

学校で物品購入などに使われるお金は「公費」と「私費」の二つに分けられます。「公費」「私費」のどちらで購入するかは「何を購入するか」ではなく「何のために購入するか」で決まります。



日本国憲法には「義務教育は無償」と謳われています。判例では無償の範囲はいわゆる授業料とされており、実際に給食費を始めとして保護者が負担する費用は多くあります。しかし保護者の負担が多いのは望ましいこととはいえません。

例えば学校備え付けにして共用にすることが可能な物品であれば公費で負担することができますし、やむなく私費で購入する教材等についても、コスト意識を持ってなるべく安価で教育効果の高いものを選ぶなど、保護者の負担が少なくなるような方法を考えてください。公費で買う手続きが面倒もしくは時間がかかる、という理由で安易に私費を使って物品を購入する等は論外です。

※裏面に私費と公費の区分について表にまとめました。参考にしてください。

公費・私費負担区分

分類	品名	備考
公費	掲示用マグネット	
	マグタックピース	
	掲示用クリアファイル	
	鉛筆削り	
	テープカッター	
	ピンセル	
	方眼B紙	
	糸のこ刃	
	2穴パンチ	
	気体検知管	
	エタノール	理科実験用薬品
	リトマス紙	
	プリンタトナー	PTA関係の印刷物はPTA会費で
	ワックス	
私費	各科目の教材	理科、図工、美術、技術、家庭科などのもの
	ワーク、ドリル	
目的によって違うもの	画用紙	掲示物等の作成用 →公費 児童生徒の作品に使うもの →私費
	色ケント紙	
	各種マーカー	
	のり	
	セロテープ	
	花紙	
	スポーツ用品	授業で使うもの →公費 部活動で使うもの →私費
	フラットファイル	職員が使うもの →公費 児童生徒に配布するもの →私費
	印刷用紙	学校配布文書、テスト等 →公費 卒業文集、PTA新聞 →私費